

緊急連絡

令和2年5月7日（木）

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県経営者協会

会長 石井 進

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策】

「5月7日以降の緊急事態措置等」に関する
埼玉県からの協力要請について

5月4日付けで、会員企業に対しまして、大野知事名で以下の協力要請がありましたので、ご連絡いたします。

- 現在、本県においては、新規の陽性患者が減少し、また感染経路不明の孤発例も少しずつ下がっているが、この傾向が継続するか判断するには、まだ時期尚早であり、引き続き行動抑制によって感染のピークを後ろにずらし、積極的な疫学調査を行いながらクラスター対策を進めるとともに、医療的措置が必要な県民の皆様への対応が極めて重要である。
- 国は、5月4日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言を延長した。
- そこで、本県としては、法第18条に規定する基本的対処方針及び埼玉県新型感染症専門家会議の意見を踏まえ、別紙のとおり緊急事態措置等を実施する。
- 「新しい生活スタイル」を広げるとともに、引き続き「三つの密」を徹底的に避け、接触機会の8割低減を目指していく。

上記につきまして、会員企業のご協力を宜しくお願い申し上げます。

〈お問い合わせ先〉 専務理事 廣澤健一

TEL 048-647-4100